

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十二年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十二月十六日奈良県指令高土第二一七号

平成二十二年二月二十四日奈良県指令高土第二一七七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証番号 平成二十二年三月五日高土第七四四号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市逢坂三丁目四二四番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂五丁目五九六番地ノ一

増田正弘